

公 述 申 出 書

令和2年6月10日

(宛先) 安曇野市長

住 所 穂高有明3621-2

穂高温泉供給株式会社

氏 名 太 田 清 秋

特定開発事業の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

意見の要旨

- 1 前提として、経済自由の原則は保証されるべきであることは理解しているが、まず基本的な考えについて言及する。これに対して返答を要求するものではなく、現状についての理解を深めていただくために言及する。

まず、中房地区の源泉については、意見書の中でも市民の財産という表現を使用しているが、これは主観的なものではなく、安曇野市の財産台帳に温泉権が客観的事実として記載されており、安曇野市が財産管理者としてその財産を適正に維持管理するという立場は弊社と同じスタンスであると理解しております。その具体的な取組みの1つとして、平成29年度に安曇野市と弊社の連名で長野県知事に対して、「中房川における小水力発電に係る河川からの取水申請への対応について」という要望書を提出し、慎重かつ、総合的な対応をとるという要望書を提出しております。

温泉の受湯契約者は、単なる使用者という位置づけではなく、温泉を使用する権利を有する者であります。(つまり契約時権利金及び10年毎に契約更新料を納入いただくことが前提で、その結果として弊社から温泉を供給させていただいております)

配湯事業者である穂高温泉供給(株)としては、権利者(エンドユーザー)の合意形成なくして、小水力発電の是非を最終的に判断することは不可能と考えています。現在の温泉受湯者数は約1,600人弱であります。

この温泉引湯事業は、旧穂高町の行政主導で進められてきた壮大な事業であった。事業者の見解書には経済的な価値の極めて高い財産であると理解しながらも、地域に与える影響について検討不足等があったと述べられている。

最近の自然エネルギーの重要性については多くの方が認識されている点は、私どもも当然のことながら理解はしています。それも従前の地域に影響を及ぼさないことが大前提であり、そのことの説明責任は事業者側が負うべきと考えます。

事業者の地域貢献策については、具体的な裏付けなく地域貢献策としてその効果は限定的であるように感じます。また、この開発が地域社会や安曇野市の将来像、観光面や人口増対策に大きな影響を及ぼしかねない点を十分に認識されたうえ、事業実施の影響の有無を検討されなければならないと考えています。最近になって当社に温泉に関するデータの提供について依頼され、提出をしたところですが、地域への影響を精査した上での事業計画の立案という意味においては、現在までの事業実施のアプローチには信頼性を感ずることはできません。

現在の社会情勢は、社会環境の進展とともに多様化した価値観により、会社経営にあたっては、通り一遍当ではなく多様な取り組みが求められ、それへの対応の遅れは極めて厳しい結果を招くこととなります。また、人口減少、少子高齢化が叫ばれてから、かなりの期間が経過していますが、その回復の兆しは見えず、この傾向は長く続くものと思われまます。

全国の温泉地の中で有名な温泉地ではインバウンドを含め、積極的な投資が行われ活況を呈する所もあるが、それ以外の地域との差が拡大する一方であるとの認識し、全国の温泉地では厳しい状況におかれ、各地域の温泉地では様々な取り組みの中で模索している現状であり、お客様への取り組みが重要、かつ、不可欠であります。また、今年の新型コロナウイルスの影響は、旅館やホテルなどの観光事業者には大きな痛手となり、その回復には時間が必要、働き方改革の取り組みも相まって、お客様の集客や雇用の確保など課題が山積している状況です。

しかし、小水力発電による売電事業者には感覚的な「おもてなし」などソフト面でお客様への取り組む場面はほとんどなく、そ

の面からすると極めて単純な取組みであり、頭をひねりながら苦悩するという感覚は薄いと考えることができます。また、高崎市が本社の信濃電力（株）では、地域社会との精神的な繋がり希薄であり、地域への社会的責任への思いも希薄であるのが一般論としては存在します。そのことが、今回の認識不足を含めた不十分な対応に表れており、今後の誠意ある対応を望むものであります。

また、弊社は温泉を供給するという側面と、当該給湯区域の1,200戸のし尿など生活排水を処理するために浄化槽（8箇所）を設置し、処理を行うなど公共的な側面を併せもっており、企業運営にあたっては中長期的にわたって堅実、かつ慎重な会社経営が求められているものと自覚しています。しかし、弊社の設備は会社創立50年を迎え、浄化槽、温泉管、貯湯槽など設備の老朽化への対応に追われる中、今回の小水力発電の課題への対応については、事業計画の立案からのアプローチの仕方をはじめ、地域の実情への認識を全く欠いた一方的な考え方に基づいているとの印象を持っております。

いずれにしても、今後調査を行うようですが、結論ありきではなく公正な視点にたった検証を行い、その結果を関係者すべてに情報提供することが必要であります。また、その際には、例えば群馬県四万温泉では河川水位を上昇させ温泉量の増加を図り、山形県赤倉温泉では、河川改修の検討の中で、河川の水位を下げただけで温泉の湧出量の減少が明らかになったなど、河川と温泉の因果関係を示す結果が示されており、各地域の調査検討を併せて行っていただくことも必要であると考えております。

なお、これらの検討結果の説明については、受湯者に対してあらためて場を設け、あるいは資料などの郵送により行っていただきたい。そして、受湯者の皆様には弊社の資料と比較いただいたうえ、弊社としてはこの小水力発電に係る意見集約を図っていきます。

冒頭、総括的な考えを述べさせていただきました。では、引き続き質疑をさせていただきます。

- 2 現在、検討しているとされているが、温泉のデータについては今になって提供を求められているが、土地利用条例の趣旨から

すると適切な議論をする上で必要な検討結果をもって、初めて事業者による事業説明会の開催ではないかと考える。

事業者側の当該事業に係る説明会の設定は、関係者への周知行為（中房の第1登山者駐車場のフェンスの奥に告知用看板は設置されてはいたが。）としては程遠い。一般的には各地区への回覧などの周知が見受けられるが、この中房地区では回覧等は考えられないが、関係者にその説明会開催の周知方法の打診などもなく、単に条例上の手続行為のみを形式的に実施したとしか考えられず、真の議論がされず土地利用条例上の手続行為だけが淡々と進められているように危惧する。

今後の取組みについてどのようにされるか。また、客観的な検討結果を踏まえ、個々の温泉受湯者を含めた説明責任を今後どのように行っていくのかなど、事業者の取組み方が不透明である。

- 3 上記の今後の取組みも含め法的な許認可をどのように進めるか確認させていただく。
- 4 中房川の河川流量のデーターは何を用いているか。中房川の普通河川部での流量測定の結果について説明を求める。
 - ・今回の事業計画の中でどのように当該流量（普通河川部のデーター）を反映させたか。
 - ・当該流量の計測方法は年間を通じてどのようにされたか。
 - ・そのデーターの提供は可能か。

公 述 申 出 書

令和2年6月10日

(宛先) 安曇野市長

住 所

特定開発事業の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

意見の要旨

本件事業が安曇野市の重要な産業資源である温泉に影響を与えるのではないかとの懸念は重ねて指摘してきたところである。この懸念が払拭されないまま事業が推進され、温泉の利用者に被害が生じた場合には、損害賠償請求をすることになるが、そのことについての考えを明らかにされたい。

公 述 申 出 書

令和2年6月10日

(宛先) 安曇野市長

住 所

特定開発事業の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

意見の要旨

- 1 温泉をコンテンツとして営業しているホテルや旅館などが多く存在していることは認識されていると思う。温泉への影響を生じさせることは、この地域の賑わいを含め地域振興にとって致命的な影響を与える。最近の温泉地の凋落ぶりの状況をみたとき、外部の人為的な取組みでそのような影響を被ることはありえない。そのために事業者が公平・公正な検討結果のデーターを提示し、理解を得られるかが鍵となるが、地域に対しては重い課題とは思いますがそれに向けた姿勢を聴く。
- 2 新たな提案について、現在、地域を含め温泉の恩恵を得ている人にとっての真のメリットは何か、加えて一般論としてデメリットの存在の認識はあるか、そして、在るとするならば、それへの対応策の検討はしたのか。

公 述 申 出 書

令和2年6月10日

(宛先) 安曇野市長

住 所

特定開発事業の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

意見の要旨

- 1 従前から複数の不動産事業者が、温泉付き別荘地として分譲・販売を手掛けてきた。現在においても取引の引き合いがあるが、新たな人為的な取組みで温泉に影響が出るということはあるのではない。安曇野の豊かな景色を求め、また安曇野ブランドに魅力を感じている方は今後も少なからずいる。このような現状の中において、事業者側の説明責任は重く、地域全体が容認・理解するには緻密、かつ、リスクの存在を含めその対応方針についての検討結果の提示が大前提と考える。
- 2 新たな提案について、現在の自然湧水、自然流下と比較すると、設備により経費が必要になるのではと思慮するが、社会環境（人口減少、少子高齢化）を踏まえたうえでの小水力発電に係る事業性の可否及びそれらによる既存事業者への影響を踏まえた検討状況・経過についての説明を求める。

公 述 申 出 書

令和2年6月10日

(宛先) 安曇野市長

住 所 

特定開発事業の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

意見の要旨

ここに現に居住している者にとって、温泉の供給に影響が出るのは困る。一昨年、台風の影響で温泉管が破損した際には、復旧まで1週間を要し、その間、日常生活への影響が大きかった。既存の温泉への影響がないものか周到に検討を加え、その結論を素人にも理解できるように受湯者全員に説明していただく機会を設ける考えがあるか。また、この会社に温泉に影響が出た場合の賠償能力があるのかは甚だ疑問だと感ずるが、このことに対してはどうか。